

うめ生産安定緊急対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、令和7年4月に発生した降雹により被害を受けたうめ生産者の営農継続及びうめ生産量の維持を図るため、次期作に向けた礼肥の適正施肥の取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業実施主体)

第2 この要綱において、事業実施主体とは、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 和歌山県内に居住または本拠地を置く農業者（法人経営体を含む。）、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）及び農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）であること。
- (2) 令和7年4月6日、11日、14日又は15日の降雹により被害を受けた県内のうめ園（以下「被害園」という。）において、次期作に向けた栽培管理を行う者であること。
- (3) 市町村が発行する罹災証明書により、被害園の面積が証明できる者であること。
- (4) 果樹共済若しくは収入保険の加入者又は今後加入する意向がある者であること。

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は、被害園において事業実施主体が実施する礼肥の適正施肥とする。
なお、本事業の対象とする肥料は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 農林水産大臣又は都道府県知事による登録を受けた肥料であること。
- (2) 令和7年産のうめの収穫後に、適正量の礼肥として被害園に施用される肥料であること。
- (3) 令和7年4月1日から令和7年8月31日までに購入及び納品され、令和7年12月31日までに支払いが完了している肥料であること。

(補助対象経費及び補助率)

第4 補助対象経費及び補助率は、下表に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助率
被害園における礼肥購入費（ただし、適正施肥分に限る）の3割相当額	補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内

(補助金額の上限)

第5 被害園 10a あたりの補助上限額は、下表に定めるとおりとする。ただし、算出に用いる被害園 10a あたりの生産量は、100kg 未満を切り捨てるものとする。なお、事業実施主体あたりの補助上限額（被害園 10a あたりの補助上限額に被害園面積を乗じた額）に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

被害園 10a あたりの 令和 7 年産うめ生産量	被害園 10a あたりの 補助上限額	(参考) 生産量に基づく礼肥の 標準施肥量（窒素成分）
2,000kg/10a 以上	3,580 円/10a	10.0kg/10a
1,800kg/10a 以上 2,000kg/10a 未満	3,310 円/10a	9.3kg/10a
1,600kg/10a 以上 1,800kg/10a 未満	3,040 円/10a	8.5kg/10a
1,400kg/10a 以上 1,600kg/10a 未満	2,780 円/10a	7.8kg/10a
1,200kg/10a 以上 1,400kg/10a 未満	2,510 円/10a	7.0kg/10a
1,000kg/10a 以上 1,200kg/10a 未満	2,240 円/10a	6.3kg/10a
800kg/10a 以上 1,000kg/10a 未満	1,970 円/10a	5.5kg/10a
600kg/10a 以上 800kg/10a 未満	1,700 円/10a	4.8kg/10a
400kg/10a 以上 600kg/10a 未満	1,430 円/10a	4.0kg/10a
200kg/10a 以上 400kg/10a 未満	1,160 円/10a	3.3kg/10a
200kg/10a 未満	890 円/10a	3.3kg/10a 未満

(交付申請兼実績報告)

第6 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 8 年 1 月 9 日までに、うめ生産安定緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第 1 号様式）に、以下の書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（別記第 2 号様式）
- (2) 提出書類確認票（別記第 3 号様式）
- (3) 罹災証明書（被害品目及び被害面積が証明できるものに限る）
- (4) 購入した肥料の請求書・納品書・領収書の写し（肥料名、規格、税抜単価、数量及び発行日が記載されたものに限る。）
- (5) 債権・債務者登録申出書
- (6) 振込口座通帳の写し（金融機関名、本・支店・営業所名、預金種別（普通・当座・貯蓄等）、口座番号及び口座名義がわかるものに限る。）

2 知事は、前項の交付申請書兼実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、うめ生産安定緊急対策事業補助金交付決定及び額の確定通知書をもって、申請者にその旨を通知する。

(交付条件)

第7 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた事業実施年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (2) 事業実施主体（法人にあっては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者でないこと。

(補助金の支払等)

第8 第6第2項の規定による通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9 知事は、事業実施主体が、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、虚偽若しくはその他不正な手段により補助金の交付を受けていたことが判明したとき、第2若しくは第3の規定に該当しないことが判明したとき又は第7の(2)に該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の経由)

第11 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の居住地または本拠地を管轄する振興局を経由しなければならない。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

- 2 事業実施主体は、補助金の交付等に関して知事から指示がある場合は、その指示に従わなくてはならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。

別記第1号様式（第6関係）

令和7年度うめ生産安定緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

番 号
令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

令和7年度において、うめ生産安定緊急対策事業補助金の交付を受けたいので、うめ生産安定緊急対策事業補助金交付要綱第6第1項の規定により、その実績及び関係書類を添えて申請します。
なお、この申請に当たり和歌山県補助金等交付規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

- | | | | | |
|---|----------------------------------|---|--------|--------|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 | |
| | （参考）補助上限額 | 金 | 円 | （自動計算） |
| 2 | 被害状況 | | | |
| | （1）被害園地面積 | | a | |
| | （2）被害園地における令和7年産うめ生産量
（被害園地計） | | kg | |
| | （3）被害園地10aあたりの生産量 | | kg/10a | （自動計算） |
| | （参考）被害園地10aあたりの補助上限額 | | 円/10a | （自動計算） |

3 事業実績

(1) 礼肥購入実績

肥料名	規格(kg)	税抜単価(円/袋)	数量(袋)	税抜総額(円)
合計（礼肥費）（税抜）				

(留意点)

添付書類である請求書・領収書・納品書において、被害園における礼肥以外の肥料が含まれる場合には、被害園における礼肥のみを抜き出して記載してください

(2) 礼肥購入代金 支払日 令和 7 年 月 日

誓約書兼同意書

和歌山県知事 様

うめ生産安定緊急対策事業の補助金交付申請及び実績報告にあたり、下記のとおり誓約及び同意します。

（下記事項をお読みになり、該当欄に✓を記入の上、住所・氏名を記入してください）

- ☐ 令和7年4月6日、11日、14日又は15日の降雹により、自らが管理するうめ園において被害を受けた農業者、農事組合法人または農地所有適格法人です。
- ☐ 事業の対象とする肥料は、自らが管理する被害園において、令和7年度に施用する適正量の礼肥のみです。
- ☐ 事業の対象となる肥料は、令和7年4月1日～令和7年8月31日までに購入（注文）したものです。
- ☐ 事業の対象となる肥料は、令和7年4月1日～令和7年8月31日までに納品されたものです。
- ☐ 事業の対象とする肥料代金の支払いは、令和7年12月31日までに終了するものです。
- ☐ 交付申請書兼実績報告書の「被害園地における令和7年産うめ生産量」は、出荷伝票（青梅、飲料原料及び梅干等の用途仕向先を問わず）等の根拠資料に基づくものです。
なお、根拠資料は5年間保管し、県の求めに応じ提出します。

生産量の算出方法（用途仕向け別）

青梅及び飲料原料：出荷伝票等記載の出荷量

梅干：下記計算式により生果重（青梅換算）を算出

梅干重量（出荷伝票等記載の出荷量）÷0.55＝生果重

※自家消費及び廃棄等、出荷伝票により確認できない生産量については、作業日誌等により整理

農業保険制度（収入保険、果樹共済） 加入状況

- ☐ 収入保険又は果樹共済へ加入しています。
- ☐ 収入保険又は果樹共済に今後加入する意向があります。なお、加入後は速やかに県にその旨報告します。
- ☐ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのない者までの者ではありません。（法人にあっては、その役員を含む。）
- ☐ 提出書類に虚偽や不正がある場合（収入保険又は果樹共済への加入意向における虚偽を含む）又は肥料を返品した場合等には、補助金を返還すること又は支払われないことに異存ありません。

住 所

氏名又は名称

別記第3号様式（第6関係）

提出書類確認票

✓欄	提出書類
☐	うめ生産安定緊急対策事業交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）
☐	誓約書兼同意書（別記第2号様式）
☐	市町発行の罹災証明書 （被害品目及び被害面積が証明できるものに限る）
☐	購入した肥料の請求書・納品書・領収書の写し （肥料名、規格、税抜単価、数量及び発行日が記載されたものに限る。）
☐	債権・債務者登録申出書
☐	振込口座通帳の写し （金融機関名、本・支店・営業所名、預金種別（普通・当座・貯蓄等）、口座番号及び口座名義がわかる写し）